

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準（一部改正）及び発生動向調査事業実施要綱の一部改正等について  
(該当する定点医療機関には関係書類を大阪府が直送)**

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記通知2件に関し、日本医師会より連絡がありましたので情報提供いたします。本件は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症法上の5類感染症に位置付け、インフルエンザと同様、診療科名に内科・小児科を含む指定届出機関による患者又は死亡した者の届出対象疾病に追加することを踏まえ、同法に基づく通知の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」及び「感染症発生動向調査事業実施要綱」を一部改正し、本年5月8日から適用するものです。概要は下記のとおりです。

**なお、本件の対象は府内の定点医療機関（感染症発生動向調査事業）であり、大阪府から該当する機関には関係書類が直送されます。**

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」

○指定届出機関（COVID-19定点）の管理者は以下の場合に届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

- ・ COVID-19の臨床的特徴を有する者について、医師がCOVID-19と診断した場合
- ・ 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む）を呈する者であって、COVID-19であることが確定したものと同居している者（飲食、入浴、就寝等を共にする家族や同居者）であり、医師が総合的に判断した結果、COVID-19と臨床的に診断する場合
- ・ 医師がCOVID-19の臨床的特徴を有する死体を検案した結果COVID-19により死亡したと判断した場合

○届出様式（定点）別記様式6-2に、COVID-19を追加。

●感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について

○定点把握対象の五類感染症にCOVID-19を追加し、COVID-19の患者又はCOVID-19により死亡した者（疑われる者を含む）の届出機関として指定されるCOVID-19定点（インフルエンザ定点と同一）について追記。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ/メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

[https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/009135.html](https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html)

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要  
ID等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで



大阪府医師会・地域医療1課  
(06-6763-7012)